



国民健康保険税について、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置を導入する。

1 経緯

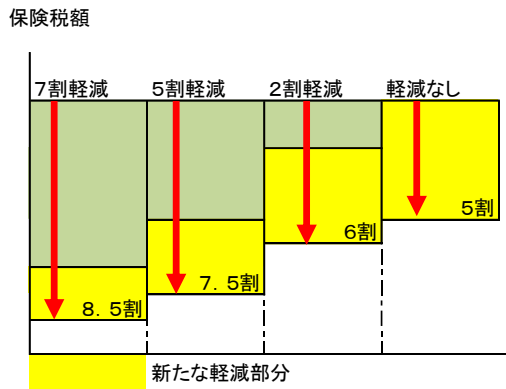
全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の改正部分について、国の基準に基づいて減額を実施するもの。また、法律改正に合わせて所要の改正を行う。

2 改正内容

(1) 未就学児に係る被保険者均等割額の減額導入(第159条)

① 改正内容

- 国民健康保険被保険者世帯内に、その年度末時点で6歳に達する被保険者(未就学児)がいる場合、その未就学児に係る均等割額(医療分、支援金分)について5割を減額する。
- 7割、5割、2割軽減対象の未就学児は、軽減後の均等割を5割減額する。
- 適用は令和4年4月1日(令和4年度から適用)
- 財政負担割合
国1/2・県1/4・市1/4



② 改正額

(1人あたり)

未就学児区分	改正前均等割額	改正後	
		減額する額	減額後均等割額
軽減なし	医療分 19,000円 支援金分 7,600円 合計 26,600円	医療分 9,500円 支援金分 3,800円 合計 13,300円	医療分 9,500円 支援金分 3,800円 合計 13,300円
7割軽減	医療分 5,700円 支援金分 2,280円 合計 7,980円	医療分 2,850円 支援金分 1,140円 合計 3,990円	医療分 2,850円 支援金分 1,140円 合計 3,990円
5割軽減	医療分 9,500円 支援金分 3,800円 合計 13,300円	医療分 4,750円 支援金分 1,900円 合計 6,650円	医療分 4,750円 支援金分 1,900円 合計 6,650円
2割軽減	医療分 15,200円 支援金分 6,080円 合計 21,280円	医療分 7,600円 支援金分 3,040円 合計 10,640円	医療分 7,600円 支援金分 3,040円 合計 10,640円

(2) 法律改正に合わせて、所要の規定の整備を行う。

3 対象者数

令和3年9月末時点での国保の未就学児は360人。内訳⇒
【9月末】 住民登録者 92,506人
国保被保険者 16,308人
世帯数 40,208世帯
国保世帯数 10,809世帯
うち、未就学児のいる世帯 184世帯

軽減なし	145人
7割軽減	108人
5割軽減	55人
2割軽減	52人

4 財政負担額

基盤安定負担金(一般会計)で措置。国、県、市負担金額は下記のとおり。
(軽減なし145人、7割軽減108人、5割軽減55人、2割軽減52人として試算。)

(千円)

		減額前均等割額	減額後均等割額	基盤安定負担金対象金額	国 県 市		
					国	県	市
軽減なし	医療分	2,755	1,378	1,378	690	344	345
	支援分	1,102	551	551	275	138	138
	合計	3,857	1,928	1,928	964	482	483
7割軽減	医療分	617	308	308	153	77	77
	支援分	246	123	123	61	31	31
	合計	863	431	431	215	108	108
5割軽減	医療分	523	261	261	130	65	66
	支援分	209	205	105	52	26	27
	合計	732	365	365	182	91	92
2割軽減	医療分	790	395	395	197	99	99
	支援分	316	158	158	79	39	40
	合計	1,106	553	553	276	138	139
合計	医療分	4,685	2,340	2,340	1,170	585	587
	支援分	1,873	936	936	468	234	234
	合計	6,558	3,277	3,277	1,638	819	820